

平成27年10月1日

自動車局環境政策課

## 「超小型モビリティの導入促進」事業の公募について

国土交通省では、新たな外出・移動のきっかけをつくる超小型モビリティを活用し、地域特性を生かした魅力ある地域振興・観光振興や成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援する「超小型モビリティの導入促進」事業を実施しております。

この度、平成27年度事業の第2回公募を開始いたしましたので、お知らせします。

## ◆公募期間

平成27年10月1日(木)～12月11日(金) ※事業計画書必着

## ◆支援対象

超小型モビリティの特性・魅力を引き出し、創意工夫にあふれるまちづくり等と一体になった先導・試行導入事業

## ◆支援内容

導入事業の実施に必要な経費(車両導入費、導入計画策定費及び導入効果検証費)の1/2を補助

※民間事業者等のみで実施する場合にあっては、1/3を補助

## ◆補助対象事業の決定

応募案件について、その事業計画の内容を外部有識者が評価し、その結果を踏まえて補助対象事業を決定。

※詳細は、自動車局のウェブページをご覧ください。

( [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000043.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html) )

## 〔問い合わせ先〕

国土交通省自動車局環境政策課 (清水、石島)

電話 03-5253-8111(内線42525)

03-5253-8604(直通)

FAX 03-5253-1636